資料２

令和7年度　久留米市地域包括支援センター運営に関する

事業報告について

（令和8年度　第1回久留米市地域包括支援センター
の運営に関する協議会資料）

令和8年　9月15日

久留米市健康福祉部　長寿支援課

Ⅰ 【久留米市地域包括支援センターの業務】

1 包括的支援業務

（1）総合相談支援業務

支援に活用できる社会資源の情報を収集し、被保険者の心身の状況、その居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他の被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るための総合的な支援を行う。

業務の内容としては、初期段階での相談支援及び継続的・専門的な相談支援やネットワークの構築、地域の状況の実態把握等を行い、地域の高齢者等の福祉の増進を図るほか、高齢者が要支援・要介護状態となることを防ぐ又は遅らせるため、民生委員、地域住民や高齢者団体（老人クラブ・サロン・自主グループ等）などからの相談、基本チェックリストなどから、生活不活発等により何らかの支援を要する方々を早期に把握し、介護予防事業等などに繋げる。

（2）権利擁護支援業務

介護支援専門員や民生委員、地域の住民等の支援だけでは十分に解決できない又は適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者等が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行う。

業務の内容としては、成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止に関する諸制度の活用を行うなど、高齢者等の生活の維持を図る。

（3）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者等が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域において多職種相互の協働等による連携を図るとともに、第１号介護予防支援、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者等の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行う。

業務の内容としては、地域ケア会議等を通じた自立支援に資するケアマネジメントの支援、包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言等を行う。更に、地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源である地域の力を活用できるように、地域との連携・協力体制を整備する。

（4）認知症総合支援業務

早期診断・早期対応をはじめ、症状・容態に応じた適切な医療・介護サービスの提供とともに、認知症の人とその家族を支える取組など、認知症の人と家族にやさしい地域づくりを行う。

業務の内容としては、認知症の容態に応じたサービス等の支援に適切に結びつけるとともに、初期集中支援チームにつなげるほか、初期集中支援チーム員会議への参加、初期集中支援チームと連携した支援、チーム支援終了後の支援体制の構築等を行う。

また、ものわすれ予防検診や認知症予防講座等の市が行う認知症施策への協力のほか、認知症地域支援推進員が行う業務とも連携して市民への認知症に関する知識の普及啓発を行い、認知症の人とその家族にやさしい地域づくりを進める。

また、若年性認知症の人やその家族等からの相談に応じ、鑑別診断を含む専門医療や保健・医療・福祉サービスの情報提供や利用調整等の支援、関係機関等と連携した就労の継続の支援や居場所づくりの支援、家族支援などを行う。

２ 第1号介護予防支援業務

「介護保険法施行規則第１４０条の６２の４第２号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月31日厚生労働省告示第197号）」で規定される基本チェックリストに該当する者に対して、介護予防及び自立支援の視点を踏まえ、その心身の状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス等適切な事業が包括的・効率的に実施されるよう必要な援助を行う。

３ 地域ケア会議業務

各地域包括支援センター担当圏域内において、地域ケア会議（自立支援地域ケア会議、個別課題検討ケア会議、地域課題検討ケア会議）を適切に開催し、高齢者等に関する個別課題や地域課題の解決を図る。また、地域ケア会議専門部会で検討すべき地域課題を共有していくことで、政策形成に向けて協力する。

４ 認知症地域支援推進員業務

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続できるよう、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を配置し、当該推進員を中心として、医療と介護の連携強化や地域における支援体制の構築を図るとともに、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みを整備し、「共生」の地域づくりを推進する。

業務内容については、医療関係者と介護事業所のネットワークを構築し、認知症に関する医療・介護の連携を促進し認知症の状態に応じた適切な支援につなげる。

また、認知症の正しい理解の普及のため関係機関への働きかけ、認知症サポーター養成講座の開催、認知症の人や家族を支える活動を実践するオレンジ協力隊養成講座の実施への協力、地域のニーズとのマッチング、各認知症カフェとの連携の促進などを図り、取組の普及・定着を図る。

５ 介護予防活動

地域における介護予防の取り組みが推進されるよう、介護予防に係る地域課題を高齢者個人や地域団体等への支援を通じて把握し、自主的に介護予防に取り組む意識の形成を図れるよう、様々な手法を活用しながら地域づくりを推進していく。

具体的には、地域の自主活動グループ等が継続して活動するための活動支援や、外出機会が少ない傾向にある高齢者に通いの場を紹介し、参加を促す取り組みを行う。

６ 地域包括支援センター連携業務

地域包括支援センターの行政、職能団体、医療・介護サービス事業者等との総合調整等を行う。

７ 指定介護予防支援業務

地域包括支援センターは、第１号介護予防支援業務の他、指定介護予防支援事業所の指定を受け、居宅要支援被保険者に係る指定介護予防支援業務(介護保険法第８条の２第１６項、介護保険法第１１５条の２２)を行う。

なお、業務の実施に当たっては、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 37 号)」を遵守すること。

８ 地域包括支援センター評価の実施･協力

地域包括支援センターの運営の公正・中立性及び活動状況等の自己評価を行うとともに、他の市町村との比較実証を行い、その結果等の資料を、市の指定する期日までに提出する。

９ 重層的支援体制整備事業への参加

改正社会福祉法第１０６条の４（令和３年４月施行）の規定により、市が推進する重層的支援体制整備事業に協力するとともに、その実施にあたっては、以下の項目に留意し、相談支援の手法の検討や他の相談支援機関等との連携強化を図り、複合化・複雑化した個別課題の解決を図る。

① 地域住民の相談を包括的に受け止める。
② 解決が困難な事例については、他機関と連携して対応するほか、必要に応じて適切な相談支援機関へつなぐ。
③ 重層的支援会議及び支援会議に参加し、相談支援機関等と連携・協力しながら個別支援計画等の妥当性や方向性を協議し、解決に向けて取り組む。

Ⅱ 【事業実績】

令和７年度　個別支援のべ対応件数

センター		中央	中央２	中央３	東	東２	西	西２	南	南２	北	北２	計
総合相談支援業務		6,533	3,575	6,368	6,186	7,532	5,672	4,243	9,516	6,140	6,594	4,771	67,130
内訳	一般的な相談	1,493	309	418	247	607	168	447	417	218	110	295	4,729
	介護に関する相談	4,540	2,827	5,400	5,189	5,431	5,292	3,714	7,422	5,718	5,810	3,983	55,326
	福祉に関する相談	96	204	135	96	521	84	25	653	36	329	222	2,401
	医療に関する相談	404	235	415	654	973	128	57	1,024	168	345	271	4,674
権利擁護業務		281	154	1,002	1,054	1,313	1,308	431	1,321	453	1,206	412	8,935
内訳	高齢者虐待対応	85	108	729	267	179	270	311	461	306	514	168	3,398
	権利擁護対応	196	46	273	787	1,134	1,038	120	860	147	692	244	5,537
包括的継続的ケアマネジメント支援業務		1,204	180	798	813	67	244	458	137	544	623	580	5,648
認知症総合支援業務及び認知症地域支援推進員業務		1,041	953	1,351	1,811	587	367	925	1,018	439	812	1,276	10,580
介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント支援業務		13,750	9,998	7,673	9,216	8,972	8,771	9,257	11,891	12,025	10,088	6,938	108,579
内訳	介護予防支援	9,420	6,156	5,501	6,713	6,563	6,614	7,111	8,148	8,849	8,739	4,648	78,462
	介護予防ケアマネジメント	4,330	3,842	2,172	2,503	2,409	2,157	2,146	3,743	3,176	1,349	2,290	30,117
のべ対応件数合計		22,809	14,860	17,192	19,080	18,471	16,362	15,314	23,883	19,601	19,323	13,977	200,872
【参考】職員数（三職種計）		8	6	6	5	5	5	5	7	8	5	5	65

１　包括的支援業務

（１）総合相談支援業務

①　相談件数

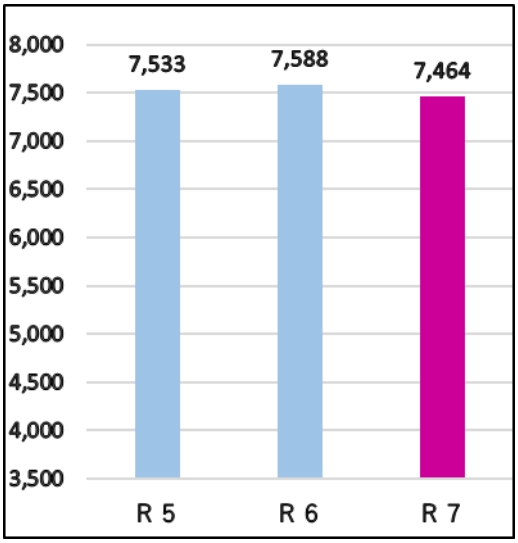

②　圏域別相談件数

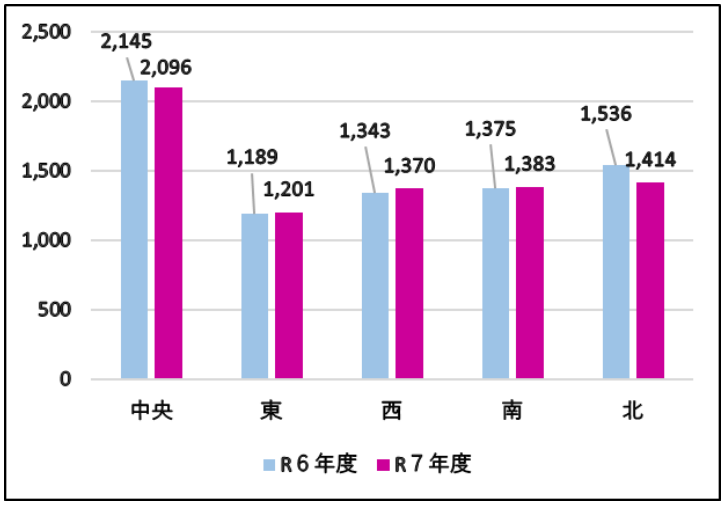

● R6年度 ⇒ R7年度 124件の減少

③ 相談内容

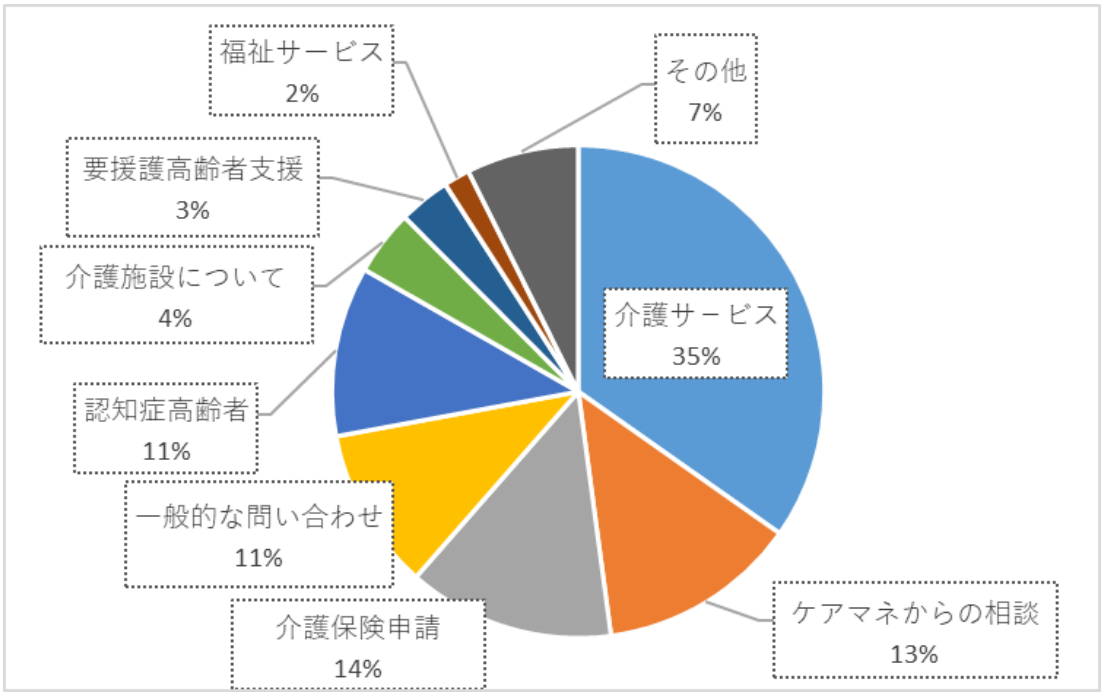
福祉サービス
2%
その他
7%
要援護高齢者支援
3%
介護施設について
4%
介護サービス
35%
認知症高齢者
11%
一般的な問い合わせ
11%
ケアマネからの相談
13%
介護保険申請
14%

④ 相談者

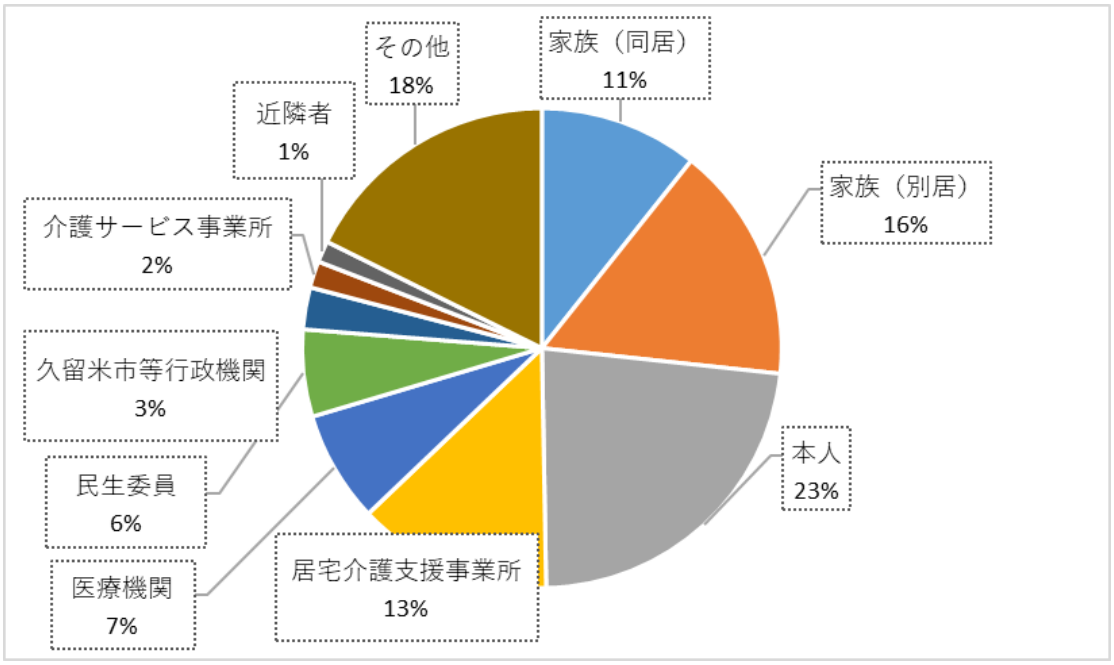
その他
18%
家族（同居）
11%
近隣者
1%
家族（別居）
16%
介護サービス事業所
2%
久留米市等行政機関
3%
本人
23%
民生委員
6%
医療機関
7%
居宅介護支援事業所
13%

⑤ 相談経路（相談実件数の内訳）

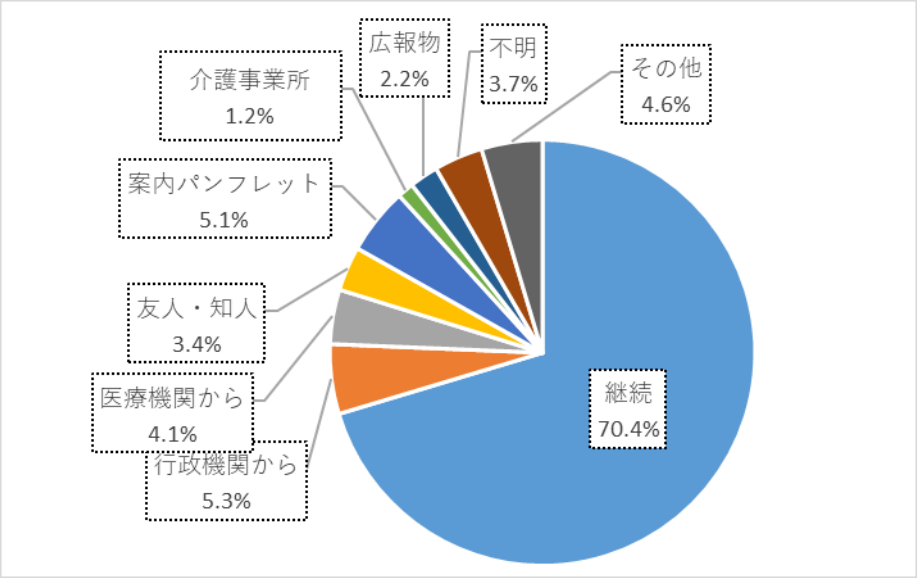

相談延べ件数、67,130 件。1 回の相談では解決できない複雑な課題を抱えた相談が増加傾向にある。

⑥ 関係機関との連携

地域の要援護高齢者の早期発見・早期相談体制構築に向け、地域特性に応じたネットワークづくりに取り組んだ。

民生委員児童委員定例会や校区社会福祉協議会へ地域包括支援センター職員が参加することで地域特性に応じた地域包括支援ネットワーク構築と機能強化に取り組んだ。また、高齢者が立ち寄る場や高齢者と接する機会の多い個人商店やコンビニエンスストア、スーパー、郵便局・金融機関、薬局、高齢者宅を訪問する事業所等への周知啓発を行い、地域全体で見守る体制づくりを推進した。

さらに、令和７年度は民生委員改選に伴い、新たな民生委員との関係構築や地域課題の共有に取り組み、継続した地域支援体制づくりを推進した。地域住民組織や関係機関、行政等と連携し、見守り体制、買い物支援、ゴミ出し支援、駐車場問題など、地域生活課題について検討を行った。その結果、支援を必要とする高齢者等に関する相談が地域包括支援センターに寄せられ、早期対応に繋がった。

		中央	中央２	中央３	東	東２	西	西２	南	南２	北	北２	合　計
民生委員定例会		53	33	19	59	80	41	33	35	23	70	22	468
（開催箇所数）		(5)	(3)	(2)	(5)	(7)	(4)	(3)	(3)	(2)	(6)	(2)	(42)
校区社協関連	班長会	17	33	0	22	4	0	12	22	16	58	14	198
	サロン	6	2	1	8	27	1	10	4	5	11	8	83
	その他	2	2	16	13	10	6	2	1	16	2	2	72
まちづくり振興会関連		2	2	14	8	4	6	3	6	4	14	5	68
支え合い推進会議		10	5	13	14	24	7	8	7	6	9	0	103
老人クラブ関係		1	3	2	2	0	4	1	1	1	6	15	36
自主グループ		9	3	2	8	13	0	3	0	0	0	1	39
郵便局・金融機関		5	21	3	47	12	0	5	0	0	0	5	98
その他関係機関		111	26	20	11	45	8	8	1	9	17	20	276
合　計		216	130	90	192	219	73	85	77	80	187	92	1,441

（２）権利擁護支援業務

① 高齢者虐待事案

① －１　虐待対応件数

	中央	東	西	南	北	計	割合
Ｒ７年度　虐待対応件数　Ａ＋Ｂ＝Ｃ	18	12	15	18	13	76	100.0%
（うち、虐待認定件数　ア＋ウ＝Ｄ）	（14）	（6）	（12）	（11）	（6）	（49）	64.5%
過年度から継続　　Ａ＝ア＋イ	6	0	3	4	2	15	19.7%
虐待認定　　ア	6	0	3	3	2	14	93.3%
当年度に終了　ａ	5	0	1	3	1	10	66.7%
次年度へ継続　ｂ	1	0	2	0	1	4	26.7%
非虐待　　イ	0	0	0	1	0	1	6.7%
Ｒ７年度　新規通報･相談　Ｂ＝ウ＋エ＋オ	12	12	12	14	11	61	80.3%
虐待認定　　ウ	8	6	9	8	4	35	57.4%
当年度に終了　ｃ	3	4	4	5	1	17	48.6%
次年度へ継続　ｄ	5	2	5	3	3	18	51.4%
非虐待　　エ	4	5	2	2	4	17	27.9%
未確認　　オ　　ｆ	0	1	1	4	3	9	14.8%
Ｒ７年度に終了した件数　ａ＋ｃ＝ｅ	8	4	5	8	2	27	55.1%
Ｒ８年度に継続する件数　ｂ＋ｄ＋ｆ＝ｇ	6	3	8	7	7	31	63.3%

虐待相談・通報を受けた場合は、原則として地域包括支援センター職員２名と長寿支援課職員２名が担当者となり、迅速な対応を行っている。令和７年度の通報・相談件数は 61 件であるが、事実確認を行い、実際に虐待と認定したケースは 35 件（57.4%）であった。虐待認定に至らなかった 17 件は、事実確認が困難であった、養護者（高齢者を現に養護する者で食事の介護等何らかの世話をしている者）ではなかった等である。なお、虐待認定に至らなかったケースについても継続的に支援を行っている。また、世帯の課題が複雑な場合などは、長期にわたる対応が必要となる。

① －２　令和７年度新規受付分の通報経路

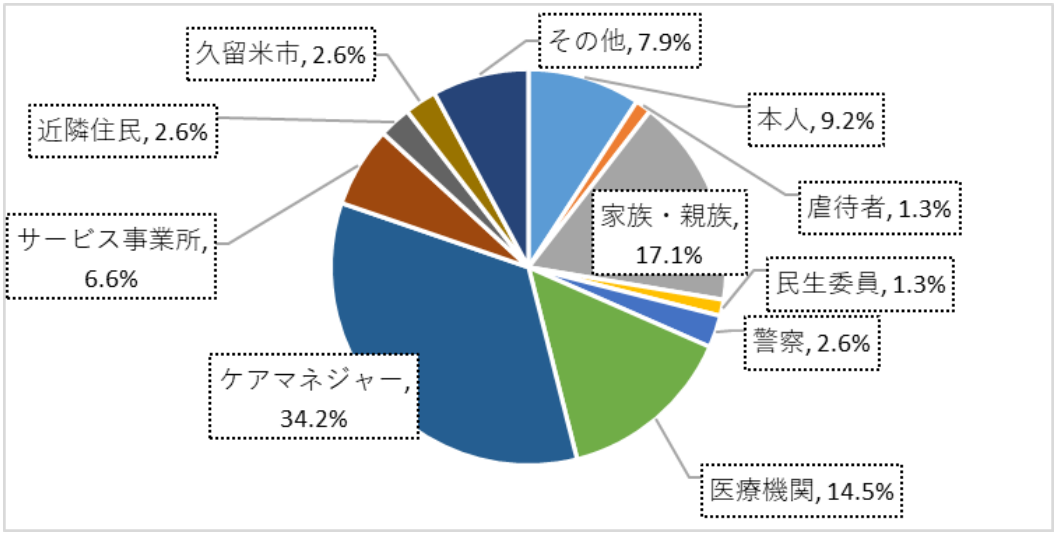

通報経路	本人	虐待者	家族・親族	民生委員	警察	医療機関	ケアマネジャー	サービス事業所
件数	7	1	13	1	2	11	26	5
割合	9.2%	1.3%	17.1%	1.3%	2.6%	14.5%	34.2%	6.6%
前年件数	13	0	16	0	1	6	27	6

通報経路	近隣住民	久留米市	その他	合計
件数	2	2	6	76
割合	2.6%	2.6%	7.9%	100.0%
前年件数	2	2	3	76

※通報経路が重複する場合があるので、
通報件数の計と一致しないことがある。

① －３　虐待終結の状況（２７件の内訳）

終結区分	件数	割合
被虐待者又は虐待者の入所、入院等分離	16	59.3%
家庭内への介入による助言等	6	22.2%
被虐待者の介護サービス等導入・見直し	1	3.7%
成年後見制度の利用	0	0.0%
被虐待者の死亡	2	7.4%
その他	2	7.4%
合計	27	100.0%

虐待事案の終結については、大きく分けると、被虐待者と虐待者を分離する方法と、家庭内への介入による助言や介護や医療のサービスを見直すことなどにより、同居のままで虐待が発生しないようにする方法がある。被虐待者の意向に沿って、虐待が解消されるよう対応を行っている。

①　－４　虐待の類型（令和７年度受付・認定した３５件の内訳）

区分		身体的	心理的	経済的	性的	放棄・放任	合計
久留米市 (R7)	件数	25	17	5	0	3	50
	割合	71.4%	48.6%	14.3%	0.0%	8.6%	
全　国 (R5)	件数	11,203	6,496	2,857	69	3,441	24,066
	割合	64.1%	37.2%	16.4%	0.4%	19.7%	

※１　割合については、虐待認定件数（久留米市：35件　全国：17,472件）に占める割合である。
※２　類型が重複する場合があるので、合計数は虐待認定件数と一致しない。

①　－５　被虐待者について（令和７年度受付・認定した３５件の内訳）

〇性別

性別	男性	女性	計
件数	4	31	35
割合	11.4%	88.6%	100.0%

※全国の状況：男性 24.0%、女性 76.0%

〇年齢層

年齢区分	～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳～	合計
件数	1	3	7	5	6	8	5	35
割合	2.9%	8.6%	20.0%	14.3%	17.1%	22.9%	14.3%	100.0%

※全国の状況：80～84 歳、85～89 歳の年齢層の順に割合が大きい

〇介護度

介護度	非該当	未申請	申請中	要支援		要介護					計
				1	2	1	2	3	4	5	
件数	0	7	1	4	3	3	9	8	0	0	35
割合	0.0%	20.0%	2.9%	11.4%	8.6%	8.6%	25.7%	22.9%	0.0%	0.0%	100.0%

※全国の状況：要介護１が 26.4%、次いで要介護２が 21.0%

〇認知症の有無

認知症日常生活自立度	自立	Ⅰ	Ⅱa	Ⅱb	Ⅲa	Ⅲb	Ⅳ	Ⅿ	自立度不明	認知有無不明	合計
件数	6	6	4	3	6	1	0	1	6	2	35
割合	17.1%	17.1%	11.4%	8.6%	17.1%	2.9%	0.0%	2.9%	17.1%	5.7%	100.0%

○認知症により日常生活に支障をきたすような症状が見られる認知症日常生活自立度Ⅱ以上は、15 人と全体の 42.9%を占める。

※全国の状況：認知症日常生活自立度Ⅱ以上が 74.3%

①　－６　虐待者（養護者）について

区分	配偶者	息子(同居)	息子(別居)	娘(同居)	娘(別居)	子の配偶者	孫	兄弟・姉妹	親類	その他	合計
件数	15	9	1	7	0	0	2	1	1	1	37
割合	42.9%	25.7%	2.9%	20.0%	0.0%	0.0%	5.7%	2.9%	2.9%	2.9%	

※全国の状況：息子からの虐待が 38.9%、夫からの虐待が 23.0%

※全国の数値は、「令和６年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果（厚生労働省発表)」による。

①　－７　高齢者虐待未然防止・早期発見のための取組み

〇居宅介護支援事業所、介護サービス事業所向け研修会の実施

高齢者虐待に関する相談者の多数を占める居宅介護支援事業所や介護サービス事業所に対し、虐待防止や虐待リスクを軽減するための連携した支援体制の構築に向け、「権利擁護研修会」を 2 回企画・実施し複雑・複合的な課題を抱えた高齢者やその家族の障害等の特性に応じた対応や多機関との連携の必要性について理解を図った（合計１５０名参加)。この研修会には、保健所、久留米市障害者基幹相談支援センター、久留米市生活自立支援センター、社会福祉協議会、久留米大学病院等の協力を得て、連携先として各機関の機能や役割、連携方法などの周知を行った。

〇地域に対する普及啓発

高齢者虐待の防止や早期発見・対応には地域での見守りが重要であるため、民生委員児童委員定例会やふれあい会班長会、出前講座等の機会をとらえ、高齢者虐待に関する相談や傾向、早期発見・対応の必要性と相談窓口の周知・啓発を行った。

また、地域包括支援センターの各センターが地域特性に応じて発行する「ほうかつだより」等の広報物を作成・活用し「消費者被害予防」「高齢者虐待予防」「成年後見制度」等に関する内容を地域住民や民生委員やふれあいの会等に啓発した。特に消費者被害防止については、消費生活センターや警察署等からの情報収集を行い、地域住民への注意喚起に取り組んだ。（令和７年度普及啓発回数：４９７回、普及啓発者のべ人数：９，４７６人)。

② その他権利擁護についての取組み

個別支援では、独居高齢者や身寄りのない高齢者の相談が増加しており、判断能力低下に伴う金銭管理課題や成年後見制度利用支援等の対応を行った。一方で、本人や家族の制度理解不足や拒否により、支援導入までに時間を要するケースも見られた。高齢者虐待対応においては、養護者自身が複合的課題を抱えるケースも多く、また、支援者間で支援方針に違いが生じるケースもあるため、地域ケア会議やケース会議等を活用し、支援方針や役割分担を整理しながら、顔の見える関係づくりに努め、他機関連携の重要性を再認識することができた。

（３）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

①包括的ケアマネジメントの体制構築

ケアマネジャーからの日常的な相談（認知症支援、虐待対応、支援困難ケース）などに対して、必要な助言・支援を行った。複合的課題を抱えるケースについては、地域ケア会議等を活用し、支援者間の情報共有や役割分担整理、新たな支援機関介入等の後方支援を行った。また、介護支援専門員向けの研修会を実施し、介護予防・認知症支援、権利擁護支援等について学ぶ機会を設けた。研修等を通じ、多職種・多機関とのネットワーク構築やケアマネジメント力向上につながった。

〇介護支援専門員支援相談件数

センター	中央	中央２	中央３	東	東２	西	西２	南	南２	北	北２	合　計
相談件数	84	93	90	128	48	69	115	42	100	68	146	983

参考１：居宅介護支援事業者数　99 事業所　　**参考２：令和 6 年度相談件数　1,037 件**

〇介護支援専門員からの相談内容

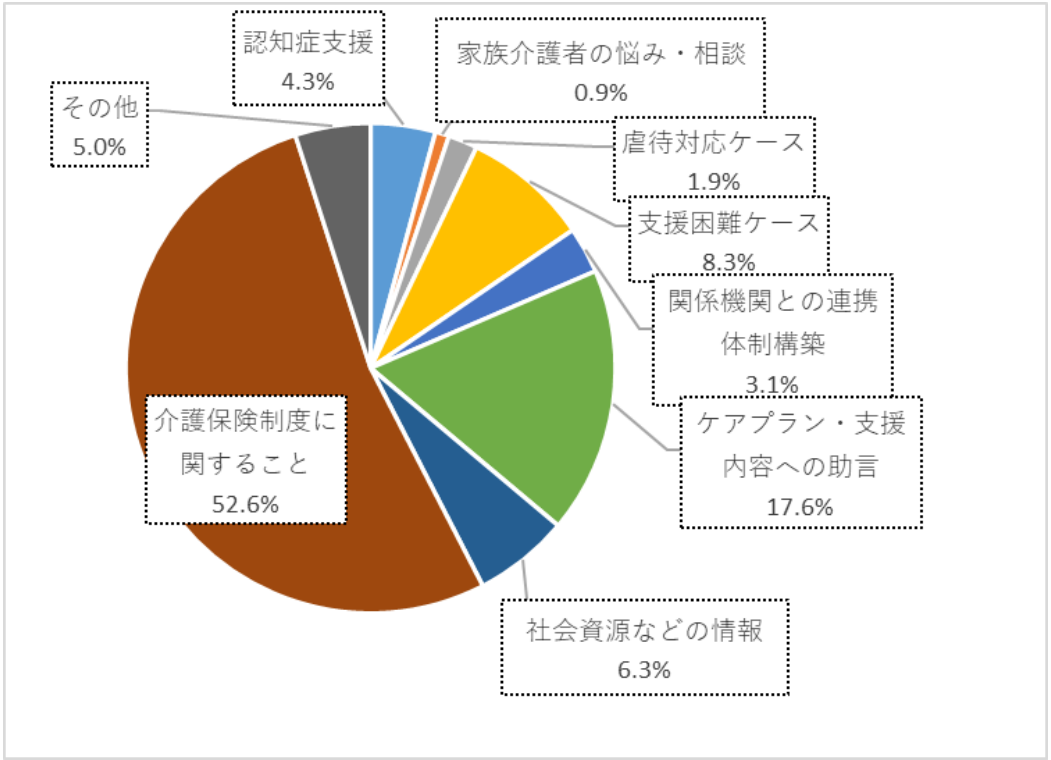

2　認知症総合支援業務、認知症地域支援推進員業務

（1）認知症に関する相談対応

平成 29 年 4 月から、認知症地域支援推進員を日常生活圏域に各 1 名ずつ配置（11 名体制）することで、認知症を含めた高齢者の総合相談支援体制の強化を図っている。また、令和 7 年度の認知症総合相談支援等業務対応件数は 10,580 件（延べ件数、令和 6 年度：12,050 件）であり、認知症に関する相談対応の増加が見られた。

さらに、医療や介護サービスの利用を拒んでいるなどの処遇困難事例等については、『認知症初期集中支援チーム』へ引き継ぐなど（※平成 28 年 10 月～令和 8 年 3 月末：108 事例）、適切な支援に繋がるように努めた。

（2）認知症の理解を深めるための普及啓発及び認知症に早期に気づき対応ができる仕組みづくり

「認知症があっても地域で暮らし続けられる地域づくり」を事業目標に、地域ニーズに応じた普及啓発活動を行い、地域や関係機関と連携した支援体制の充実を図った。

	回数・団体数	啓発対象者数
周知活動	404	6,723
認知症サポーター養成講座	9	245
オレンジ協力隊養成講座	7	70
認知症支援普及啓発活動計	420	7,038

①　周知活動

認知症について不安や悩みがある方やその家族が、地域包括支援センター等への早期の相談に繋がるように、地域における出前講座や地域での集まり、イベントなど、様々な機会を捉えて、『久留米市認知症支援ガイドブック』等を活用し、普及啓発活動を行った。

福岡県認知症医療センター久留米大学病院が主催した「オレンジ健康フェスタ」では、認知症予防に関する取組や相談窓口としての地域包括支援センターの周知も行い、認知症の普及啓発を実施することができた。民生委員改選後には、新民生委員に対する周知活動や連携体制づくりに取り組み、早期相談につながるネットワーク構築を推進した。

②　認知症サポーター養成講座

介護サービス事業所と連携し、身近に相談できる場づくりに努めるとともに、キャラバン・メイトや地域の協力者（校区まちづくり振興会や介護事業所等）と連携しながら認知症サポーター養成講座等の実施を通じて、認知症の人やその家族を地域で支えていく機運を高めている。

令和 7 年度は、民生委員やサロン、大学生、小学校の児童等も対象に講座を実施した。参加者に応じて、伝えたいポイントを整理し講座の内容を変更するなど工夫を行いながら実施した。

③　オレンジ協力隊養成講座

認知症サポーター養成講座を受講した後のステップアップとして、地域団体や企業等が団体として共通の認知症支援活動を宣言し登録のうえ、オレンジ協力隊として活動いただくための「オレンジ協力隊養成講座」について、認知症地域支援推進員を中心に、認知症の人と家族の会（にこにこ会）や認知症カフェ参加者に対して実施した。

３　第1号介護予防支援業務(介護予防ケアマネジメント）及び指定介護予防支援業務

（1） 介護予防ケアマネジメント

要支援者及び基本チェックリストによる総合事業該当者に対するアセスメントを実施し、利用者の状況や希望を踏まえた同事業のサービスや民間サービスなどが包括的及び効率的に提供されるよう支援するとともに、モニタリング及び必要に応じたフォローアップなどの支援を行った。

（2） 指定介護予防事業

予防給付の対象者（要支援１・２）が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整を行った。なお、この業務は、居宅介護支援事業所への委託により行うことができる。

（3） 介護予防支援･介護予防ケアマネジメント対応件数

令和７年度の給付管理件数は 37,648 件（介護予防支援：26,381 件、介護予防ケアマネジメント：11,267 件）と、前年度に比べ 2,212 件増加しており、毎月約 120 件の新規ケースに対応した。

令和７年度の介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務延べ対応件数は 108,579 件（介護予防支援：78,462 件、介護予防ケアマネジメント：30,117 件）と、前年度比 8,855 件増加した。給付管理件数の伸び以上に業務対応件数が増加しており、支援の複雑化や継続支援の必要性が高まっている状況が伺われた。近年は、身寄りのない高齢者や、複合的課題を抱えるケースが増加しており、地域包括支援センターにおける当業務の負担が増加傾向にあると考えられる。

●Ｒ７年度給付管理件数：37,648 件（直営：45.7%、委託：54.3%）

圏域		中央	東	西	南	北	計
介護予防支援	直営	4,060	2,010	1,525	2,529	1,861	11,985
	委託	3,847	1,995	3,963	2,192	2,399	14,396
	計	7,907	4,005	5,488	4,721	4,260	26,381
	委託率	48.7%	49.8%	72.2%	46.4%	56.3%	54.6%
介護予防ケアマネジメント	直営	1,940	891	674	1,141	589	5,235
	委託	1,997	797	1,385	1,260	593	6,032
	計	3,937	1,688	2,059	2,401	1,182	11,267
	委託率	50.7%	47.2%	67.3%	52.5%	50.2%	53.5%
給付管理件数計	直営	6,000	2,901	2,199	3,670	2,450	17,220
	委託	5,844	2,792	5,348	3,452	2,992	20,428
	計	11,844	5,693	7,547	7,122	5,442	37,648
	委託率	49.3%	49.0%	70.9%	48.5%	55.0%	54.3%

参考：令和６年度　35,436 件

４ 介護予防活動

高齢者個人や団体が地域で介護予防に取り組める地域づくりを事業目標に、地域ニーズに応じた普及啓発活動を行い、地域住民組織や団体、専門職と連携した支援体制の充実を図った。

		回数・団体数	対象者数
普及啓発活動		311	7,426
基本チェックリスト	実施		142
	該当者		87
介護予防講座運営等計		311	7,568

（1） 介護予防に関する地域課題の把握

圏域や校区ごとに、前年度の総合相談の傾向や高齢化率、市が実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、地域の団体の活動状況、社会資源の情報等をもとに、地域における介護予防に関する課題の抽出を実施した。また、保健所や社会福祉協議会（生活支援コーディネーター）、長寿支援課、地域福祉課等と開催する地域課題検討ケア会議にて、各セクションにて把握している介護予防に関する課題を共有するとともに、課題に対する解決策や連携した取組内容について協議を行った。

介護予防地域課題検討ケア会議では、各関係機関と介護予防に関する地域課題の共有を行うことができた。

（2） 介護予防の働きかけ・普及啓発・支援活動

高齢者が主体的に地域で介護予防に取り組めるよう、様々な機会を通じ、高齢者を含む多世代の地域住民や地域の支援団体・組織等に対して介護予防に関する普及啓発活動を行った。高齢者に加え、高齢者に関わりのある支援者や家族等にも啓発することにより、集まりの場に参加しない、参加できない高齢者等にも情報が行き届くよう働きかけを行い、介護予防の意識の醸成を図った。保健所が主催するゆめタウン久留米でのフレイル予防啓発イベントへ参加・協力を行った。各職能団体と連携し、地域包括支援センターの周知と介護予防に関する取組の紹介など多くの地域住民に対して発信することができた。

個別支援では、総合相談対応時や過去に相談があった高齢者へアプローチを行い、基本チェックリストを実施しフレイル状態の把握を行った。機能低下の該当者には健康寿命のばシートを作成し、セルフケアの推進を目指し、共に目標設定を行った。地域活動への参加や自身で取り組める活動の目標設定をしたことで、継続した介護予防活動の意識づけや目標達成をしたことによるモチベーション向上にも寄与することができた。一方で、集いの場等への参加困難な高齢者等へのアプローチには課題があり、今後は未参加者層への働きかけ方法の検討が必要である。

５　地域ケア会議の実施

久留米市では、平成 27 年７月に市、地域包括支援センターに加え専門職団体の協力を得て作成した『久留米市における地域ケア会議マニュアル』【令和元年 10 月改正】に基づき、市と地域包括支援センターが一体となって地域ケア会議の開催を推進している。

令和７年度は、地域ケア会議を活用し、関係機関と支援体制の構築を行い、個別支援の充実と社会基盤の整備を行うことを事業目標に掲げ、各地域ケア会議を開催した。

●Ｒ７年度地域ケア会議開催実績

センター		中央	中央２	中央３	東	東２	西	西２	南	南２	北	北２	計
自立支援地域ケア会議	検討ケース数	6	5	4	8	6	8	6	7	8	7	5	70
	うち直営	4	1	3	7	2	6	1	5	4	5	3	41
	うち委託	2	4	1	1	4	2	5	2	4	2	2	29
個別支援・権利擁護個別支援地域ケア会議	検討ケース数	4	2	4	2	3	2	1	4	4	4	5	35
	うち権利擁護	1	1	0	1	3	2	1	2	2	4	1	18
地域課題検討ケア会議	開催回数	2	1	0	2	5	0	1	2	3	3	0	19
	うち介護予防	1	0	0	2	1	0	0	1		1	0	6

（1） 自立支援地域ケア会議

①会議の趣旨等

介護支援専門員が実際に作成した要支援１・２のケアプランについて、アドバイザー（理学療法士、作業療法士、薬剤師、管理栄養士、言語聴覚士、歯科衛生士）が自らの専門分野の見地から、ケアプランやサービスの内容についてアドバイスを行うことで、要支援認定者の自立支援及び生活の質の向上と参加者のスキルアップを目指して会議を行っている。地域包括支援センター職員は、司会者、専門職の立場で会議を運営している。

②令和７年度の実施状況

自立支援地域ケア会議では、高齢者の自立支援の支援体制を充実させるため、令和６年度より、市の介護予防・重度化予防の現状と課題より抽出された、通所系介護サービス利用者の要支援認定者の悪化率の高さ、高齢者の自己実現への支援には「参加・役割」に働きかけることが重要で、通所系介護サービスでの役割創出に繋がることを踏まえ、通所系介護サービス利用事例を検討し、令和６年度に検討した事例のモニタリング会議及び１年後の評価会議を実施した。

高齢者本人の「参加」を意識した目標設定について多職種で検討を行い、支援者間の共通認形成やチームアプローチ強化につながった。介護支援専門員の視点拡大やケアマネジメント力向上、新たな支援方法への気づきにつながる事例も見られた。一方で、本人のモチベーション維持や継続支援に課題が残るケースもあり、支援内容を実際の行動変容へつなげる難しさも見られた。

※ICF（国際生活機能分類）とは・・・

人間のあらゆる健康状態に関係した生活機能状態から、その人をとりまく社会制度や社会資源までをアルファベットと数字を組み合わせた方式で分類するもの。

ICF では，人間の生活機能と障害について、「心身機能・身体構造」、「活動と参加」、それに影響を及ぼす「環境因子」について、合計約 1500 項目に分類している。

ICF を活用することによって、障害や疾病を持った人やその家族、サービスを提供する保健・医療・福祉等の幅広い分野の従事者が、ICF を用いて障害や疾病の状態などを表現することによって共通理解を持つこと ICF を用いることによって、さまざまな障害者に向けたサービスを提供する施設や機関などで行われるサービスの計画や評価、記録などのために実際的な手段を提供することなどが可能になる。

（2） 個別支援･権利擁護個別支援地域ケア会議

①会議の趣旨等

個別課題について多くの関係機関・団体等が多様な視点から検討を行うことにより、高齢者の課題解決を支援すること及び個別ケースの検討を積み重ねることで地域課題を発見し地域課題検討ケア会議に繋げることを目的に、個別支援地域ケア会議を実施している。

会議で検討を行うケースについては、地域包括支援センターに寄せられた総合相談やケアマネジャーからの相談などの中から、地域ケア会議の必要性を判断した個別ケースについて市と協議し選定を行っている。具体的には、支援者（ケアマネジャーや地域包括支援センター）が困難を感じているケースや支援が必要だと判断されるがサービスに繋がっていないケース、権利擁護が必要なケースなどについて検討を行っている。

会議の参加者については、支援対象となる高齢者及びその家族の状況、課題の内容、地域の実情等に応じ、地域における高齢者等支援の関係者の中から参加者を決定している。

②令和７年度の実施状況

令和７年度は、権利擁護個別支援地域ケア会議を含む個別支援地域ケア会議は 35 件実施した。そのうち、権利擁護個別支援地域ケア会議では、18 事例の権利擁護が必要な事例の検討を行い、うち、１事例については、支援状況を関係機関と評価するためのモニタリング・評価会議として実施した。

複合的課題を抱えるケースについて、支援者間の情報共有、課題整理、役割分担等を行った。成年後見センター、医療機関、身元保証会社等との連携を図り、世帯支援や金銭管理課題への対応、多機関連携による支援調整を実施した。関係機関が多いケースにおいても、地域ケア会議を活用することで支援の方向性の整理やケースの進捗管理につながった。

③地域課題の抽出

令和７年度個別支援地域ケア会議の実施を通して抽出された課題は以下のとおり

- 課題が複合的に発生している場合が多く、各関係機関と情報共有を図り、個別に支援が必要となっている。
- 近年、高齢単身世帯や高齢者のみの世帯が増加し、対応に時間を要している。
- 本人に認知症等があり、キーパーソンがいない場合は意思決定者が不在になるケースが多く、迅速な対応が難しくなる。
- 家族に課題があり、本人支援や意思決定が困難なケースや家族が支援拒否するケースは、介入が難しく対応に時間を要している。
- 判断能力が低下し金銭管理に課題があり、生活困窮に陥っているケースで、本人の支援介入拒否があるため、成年後見制度の活用や生活困窮支援機関との連携が必要。
- 医療ニーズが高いが病識のなさや受診拒否があり、見守りを続ける中で、状態が悪化してからの対応になっている。

（3） 地域課題検討ケア会議

①会議の趣旨等

個別の課題の検討を積み重ねることなどにより、見えてくる地域における支援やサービスの不足、職種あるいは機関の連携の不足、深刻化が予想される地域課題のうち専門的なものについて、関係者で認識を共有し解決策の検討を行っている。

②令和７年度の実施状況

【会議種類毎の開催実績】

○介護予防地域課題検討ケア会議（R7 実績：9 会議体）

保健所、社会福祉協議会生活支援コーディネーター、長寿支援課、地域福祉課と地域の介護予防に関する課題の検討を行った。

○民生委員包括連絡会議（R7 実績：2 会議体）

校区の民生委員児童委員、社会福祉協議会生活支援コーディネーター、障害者基幹相談支援センターと地域課題の共有と支援が必要な高齢者（世帯）の早期発見・対応に関する検討を行った。

○地域住民や地域の介護サービス事業所との地域課題検討ケア会議（R7 実績：8 会議体）

地域住民組織や地域の介護サービス事業所と見守り体制や介護予防に取り組める場に関する課題の検討を行った。

【検討した地域課題】

令和７年度の地域課題検討ケア会議では、介護予防、見守り体制、買い物支援、ゴミ出し支援、移動課題、集いの場の活用等について検討を行った。地域住民や関係機関との情報共有を通じ、地域生活の継続に向けた課題整理や支援体制づくりにつなげることができた。

③課題の抽出

令和７年度地域課題検討ケア会議の実施を通して抽出された課題は以下のとおり

・通いの場が身近にないことや、介護予防や認知症予防の取組み、セルフケア意識が低いこと、見守り支援における地域の担い手が不足していること。
・移動手段が限られていることで、買い物や活動への参加に支障があること。
・近隣に駐車スペースがないため、集まりの場への参加ができないことや訪問介護サービスの利用が制限されていること。
・身寄りのない高齢者や、意思決定の課題、地域住民の認知症への理解不足。

６　重層的支援体制整備事業への参加

久留米市では、改正社会福祉法第 106 条の 4（令和 3 年 4 月施行）の規定により、令和３年度から重層的支援体制整備事業を推進しており、この事業への協力を行い、重層的支援会議及び支援会議に参加した。

【会議開催】

令和７年度　重層的支援会議及び支援会議：１２回開催

Ⅲ 【事業報告におけるまとめ】

令和７年度久留米市地域包括支援センター事業計画において、「高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域特性に応じた個別支援の充実と地域づくりを行う」ことを事業目的として、市及び関係機関・団体等と連携を図りながら、「介護予防と自立支援」、「認知症支援」、「権利擁護支援」の各事業に取り組んだ。

「介護予防と自立支援」については、様々な機会を通じ、高齢者を含む多世代の地域住民や地域団体・組織等に対して介護予防に関する普及啓発活動を行った。また、総合相談などで基本チェックリストを実施し個人のフレイル状態に応じた個別支援を実施したことで、高齢者がセルフケアに取り組む意識づけを行うことにも繋がった。また、自立支援地域ケア会議や、介護予防ケアマネジメントスキルアップ研修会、介護支援専門員と通所系介護サービス事業所との合同研修会などで、高齢者に対する介護予防活動の意識の醸成を図るとともに、高齢者支援に関わる支援者とも高齢者の「参加」への支援の共通認識を持つことができた。これらにより、事業目標である「高齢者が主体的に地域で介護予防に取り組める地域づくり」に取り組んだ。

「認知症支援」については、認知症初期集中支援チーム介入ケースや総合相談対応における認知症ケースにおいて地域ケア会議を活用した課題検討を行った。個別ケースの検討を通じ、認知症支援においては、本人支援のみならず家族支援、医療連携、地域見守り体制の構築が不可欠であることが再確認できた。また、独居の認知症高齢者や高齢者世帯の相談が増えてきており、地域住民の身ならず高齢者に関わる機会の多い人や団体、企業等の関係機関を個別に訪問し地域包括支援ネットワーク構築を行った。介護支援専門員を対象とした認知症支援研修会を実施し、市の認知症施策の紹介や、事例を用いて認知症の人やその家族へのアプローチなどを周知することで、早期から様々な関係機関とつながり、意思決定支援に取り組む必要性について理解してもらうことにつながった。これらにより、事業目標である「認知症の人やその家族が地域で安心して暮らし続けられる『共生』の地域づくり」に取り組むことができた。

「権利擁護支援」については、意思決定支援の課題があるケースや世帯支援が必要なケースにおいて権利擁護個別支援地域ケア会議を活用した課題の検討を行った。課題に対して、支援者や関係機関と介入方法や今後の支援について協力を求める機関等の検討をすることができ、支援困難なケースであっても支援が進むようチームアプローチを行うことができた。また、身寄りのない認知症高齢者や家族への世帯支援が必要なケースでは、介護支援専門員や介護サービス事業所も対応に苦慮している現状があるため、介護支援専門員を対象とした権利擁護研修会を開催し、介護支援専門員の複合的課題・生活困窮ケースへの理解促進と、多機関連携の必要性に対する意識向上が図られた。これらにより、「高齢者やその家族等の権利擁護を充実させる地域づくり」を進めることができた。

さらに、令和７年度久留米地域包括支援センター事業計画においては、「地域ケア会議を活用し、関係機関と支援体制の構築を行い、個別支援の充実と社会基盤の整備を行う」ことを事業目標として、高齢者の重度化予防・自立支援にむけた個別支援の充実を図る「自立支援地域ケア会議」や認知症の人やその家族が適切な支援に繋がるための「個別支援地域ケア会議」、意思決定支援が必要な高齢者や家族等の課題解決のための「権利擁護個別支援地域ケア会議」を開催し、個別支援の充実や関係機関と連携した支援体制づくりに取り組んだ。

高齢者を取り巻く課題は年々複雑化・多様化してきており、身寄りのない高齢者、認知症、経済的困窮、家族支援困難、地域から孤立した世帯など、複合的課題を抱えるケースが増加している。そのため、個別ケースの解決には時間を要し、継続的かつ他機関連携による支援が必要となっている。ま

た、安否確認事案や若年性認知症に関する相談も増加しており、地域における早期発見・早期相談・対応が重要となっている。

こうした状況に対応するため、地域の特性や課題を踏まえながら、多機関との連携強化、地域住民への普及啓発、早期相談支援体制の充実に取り組み、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できる地域包括ケアシステムの推進を図る必要があり、令和７年度においては地域包括支援センターで実施する全事業において当該視点を踏まえた取組を行うことができた。

以上のことから、地域包括支援センターの運営を適切、公正に実施したと考える。